

こじんばんごうきにゆう ともな ひつようしよるいいちらんひょう
個人番号記入に伴う必要書類一覧表

※代理権のない使用者に申請代行を依頼する場合は、個人番号を使用者に見られぬよう、封筒に入れて提出してください。

必要書類		本人が 来庁・郵送	代理人が 来庁・郵送	代理権のない 使用者が 来庁・郵送
①	本人の個人番号を確認できる書類（次のいずれか1点） ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 〈郵送時は写しを送付〉	●	●	●
②	本人の身元確認ができる書類（下記の★1点もしくは、◆2点以上） 〈郵送時は写しを送付〉	●		●
③	代理権を確認できるもの（次のいずれか1点） （法定代理人の場合） 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 （任意代理人の場合） 委任状 （上記の書類を提出することが困難な場合） 本人の障がい者手帳、各受給者証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等 →官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類 〈郵送時は写しを送付〉		●	
④	代理人の身元確認ができる書類（下記の★1点もしくは、◆2点以上） 〈郵送時は写しを送付〉		●	

（※1）やむをえない事情により個人番号がわからない場合は、

- I. 申請書等の個人番号記入欄を空白のまま提出いただくとともに
- II. 上記、①～④の書類は確認不要、となります。

（※2）必要書類①～④は、提示による確認を行います。郵送又は使用者による申請時で、提示による確認ができない場合には、写しの提出が必要です。

★	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真があるものに限る）、療育手帳在留カード、特別永住者証明書、（代理人の身元確認時のみ）居宅介護支援専門員証
◆	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、子育て支援医療費受給者証